

竹田市住宅耐震化総合支援事業の手続きの流れ ～診断編～

※対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- 木造の住宅、長屋、共同住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は当該床面積が延床面積の1/2未満）
- 地上階数が3階以下であること

補助金の額（上限）

□平屋建て住宅で床面積が100㎡未満であるもの（平面形状に凹凸がない場合に限る）	96,000円
□床面積の合計が100㎡未満である場合で、上記以外のもの	115,000円
□床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がある場合	121,000円
□床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がない場合	140,000円

※家の形状が複雑、築年数が極端に古いなどの場合、別途費用がかかる場合もあります

